

2019年1月1日

トオル電気株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい
環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮
できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年1月1日 から 2020年12月31日 までの2年間

2 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員……一人以上取得すること。

女性社員……育児休業等取得率を70%以上とすること。

対策

平成29年1月～ ・育児休業を取得できることを周知するため、社員への文書の回覧及び研修の実施。

目標2 計画期間内に、中学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる始業・終業時刻の
繰上げ又は繰下げの制度。

対策

2019年1月～ ・随時利用できることを周知するため、社員への文書の回覧及び研修の実施。

2019年4月～ ・制度導入。